

中東情勢分析

イラクの投資法

イラクは世界第3位の原油埋蔵量 1,150 億バレルを誇る石油資源の宝庫であり、また人口 2,750 万人を抱える大きなポテンシャルをもつ国である。平均年齢は 19 歳と非常に若く、将来の成長の期待も高い。このように潜在的な市場として魅力がありながらも、投資環境情報、中でも法律面の情報不足により我が国企業がビジネスを行うことを困難にしている。

このような背景から、当センターでは我が国企業のイラクを対象としたビジネス展開の促進に資するため、イラクへの進出を検討している企業・団体にとり有益な情報となりうるビジネスに関連した法律について、以下の 7 件の英訳をイラク副大統領事務所副所長で弁護士のサダー・ジャウハル・アブドルハカム氏から入手し、この内(5)の Investment Law (投資法)を邦訳したので紹介する。(他 6 件の英語版法律は、中東協力センター/イラク委員会ホームページにて閲覧可能)

- (1) Bank Law
- (2) Company Law
- (3) Company Registration
- (4) Instructions No. 1 of 2000 on the Commercial Agency
- (5) Investment Law
- (6) Iraq Stock Exchange
- (7) Regulation No. 5 of 1989

国民の名において

大統領評議会

国民議会が可決し、大統領評議会が承認したところに従い、かつ、憲法第 61 条第 1 項および第 73 条第 3 項の規定に基づき、以下の法律を發布する。

2006 年法律第 13 号

投資法

第 1 章 定義

第 1 条

文脈上他を意味する場合を除き、この法律において次の用語は、次に定義するところによる。

- A. 評議会：閣僚評議会をいう。

- B. **国家投資委員会**：この法律に基づき設置され、国家政策の立案、その指針の策定ならびに当該指針および投資に関する指示の実施状況の監視を担当する委員会をいう。国家投資委員会は、中央政府が扱うべき性質の戦略的投資事業のみを専門に扱う。
- C. **地区委員会**：地区（自治区）における投資立案および投資許可の付与を担当する地区の投資委員会をいう。
- D. **県委員会**：地区を構成しない県における投資立案および投資許可の付与を担当する県の投資委員会をいう。
- E. **委員会**：適宜、国家投資委員会、地区委員会または県委員会をいう。
- F. **委員長**：国家投資委員会の委員長をいう。
- G. **事業**：この法律が適用される経済活動をいう。
- H. **資産**：事業専用に指定された工具、器具、機器、機械、必需品、用具、輸送手段および事務用什器ならびにホテル、観光都市、病院、学校および大学の什器、備品および必需品をいう。
- I. **外国人投資家**：自然人の場合はイラク国籍を有しない投資家、法人の場合は外国で登記されている投資家をいう。
- J. **イラク人投資家**：自然人の場合はイラク国籍を有する投資家をいい、法人の場合はイラクで登記されている投資家をいう。
- K. **公租公課**：適用法に基づき賦課されるあらゆる種類の租税および手数料をいう。
- L. **計画生産能力**：供給業者の機械に付随する資料で指定されるところに従い、かつ、事業の実行可能性調査に基づき、特定の期間（時間、日数など）内に計画されている生産能力をいう。
- M. **投資ポートフォリオ**：株式投資および債券投資の組合せをいう。
- N. **投資**：国家に正当な利益をもたらす活動または経済的事業に対する資本の投下をいう。

目的および手段

第2条

この法律は、次のことを目的とする。

第1項：イラクの開発および向上ならびにその生産およびサービス基盤の拡大および多様化のプロセスに資するために、投資を促進し、最新技術を移転すること。

第2項：この法律に定める事業のために、投資事業を設立し、国内外の市場における競争力を高めるために必要な便宜を与えることにより、イラクおよび海外の民間部門に対イラク投資を奨励すること。

第3項：市場の需要に従い人材を開発し、イラク人に労働機会を提供すること。

第4項：投資家の権利および財産を保護すること。

第5項：輸出を拡大し、イラクの支払残高および貿易収支を改善すること。

第3条

この法律の目的を達成するために、次の手段を採用する。

第1項：この法律が適用される事業において、国内外の市場における当該事業の競争力を高めるような方法で支援を提供することにより、その継続および発展のために必要な特権および保証を与えること。

第2項：委員会から投資許可を取得した事業に対し、この法律に基づき、特別に便宜を与え、公租公課の免除を認めること。

第2章 国家投資委員会ならびに地区および県の投資委員会

第4条

第1項：委員会を設置し、「国家投資委員会」と称する。国家投資委員会は、法人格を有し、委員長または委員長から授権された者が代表を務める。国家投資委員会は、その責任において、国家の投資政策ならびにその計画、規則および指針を立案し、当該指針および投資に関する指示の実施状況を監視する。国家投資委員会は、中央政府が扱うべき性質の戦略的投資事業のみを専門に扱う。

第2項：国家投資委員会は、9名の理事で構成される理事会が運営管理を行う。理事は、10年以上の経験を有する有能な専門家であって、委員会の専門性に適するような大学の学位を取得していなければならない、公序良俗に反する重罪または軽罪により刑に処せられたことも、破産を宣言したこともあってはならない。

第3項：

- A. 首相の要請により、閣僚評議会は、5年間を任期として、大臣級の委員長1名および副大臣級の副委員長1名を指名し、国民議会に提出して承認を求める。
- B. 首相は、5年間を任期として、長官級の委員4名を任命する。
- C. 首相は、委員長による指名後5年間を任期として、民間部門から委員3名を選任し、細則に従いその報酬を定める。
- D. 本項（第A号および第B号）に定める委員が解任されることも辞任することもなく、その任期が満了する場合、その時点において、首相は、その委員を同級の政府機関に配属する。本項第A号に定める者は、その等級と同等の官職に配属されなかった場合は、年金を受け取り、退任しなければならない。
- E. 国民議会は、やむを得ない理由がある場合は、直接または首相の要請により、国家投資委員会の委員長および副委員長を解任することができる。

- F. 閣僚評議会は、委員が委員会の規範および規則を遵守しない場合は、その委員を解任するか、他の者と交替させることができる。
- G. 国家投資委員会の理事会は、その議長の招集により会議を開催する。委員会が定める細則には、定足数、決議方法、勧告および委員会の業務方針その他の事項を明記する。
- H. 国家投資委員会は、首相の直轄とする。
- I. 委員会の職員の給与等級および権利は、国家投資委員会委員長の提案に基づき、首相の判断により決定する。

第4項：委員会の本部は、バグダッドに置かれ、地区および県の代表者を任命することができる。

第5項：国家投資委員会は、重要性の高い部門を特定した包括的かつ国家的な戦略的投資政策を立案し、地区および県の投資委員会から受領した情報に照らして、イラクにおける投資事業の計画図を作成する。国家投資委員会はさらに、中央政府が扱うべき戦略的投資事業の投資機会のリスト（当該事業に関する初期情報を添付する）を作成し、それを投資希望者に提供する。

第5条

第1項：地区および地区を構成しない県は、それぞれの地域に投資委員会を設置することができる。後者は、法律上の条件を利用できる旨の保証を得るために国家投資委員会と協議したうえで、この法律の範囲内でその地域において、投資許可の付与、投資の立案、投資の促進および支所の開設を行う権限を有する。

第2項：地区および県の投資委員会は、委員長および副委員長を含めて少なくとも7名の委員で構成される。委員は、少なくとも7年の経験および能力を有し、委員会の専門性に適するような大学の学位を取得していなければならない、公序良俗に反する重罪または軽罪で有罪判決を受けたことも、破産を宣言したこともあってはならない。

第3項：地区および地区を構成しない県は、地区および県の投資委員会を設置し、委員が委員会の規範および設立特許状の内容を遵守しない場合は、この法律に抵触しないような方法でその委員を解任する手順を定める。

第4項：地区および県の投資委員会は、国家投資委員会と業務の調整を行い、投資計画および便宜につき地方政府と調整し、協議する。

第5項：地区委員会および県委員会は、中央政府の投資政策に抵触しないような方法で投資計画を立案し、地域における対象事業の投資機会のリスト（当該事業に関する初期データを添付する）を作成し、それを投資希望者に提供する。

第6項：地区委員会は、地区（自治政府）の首相の直轄とし、地区評議会の審査を受ける。県委員会は、知事の直轄とし、この法律に抵触しないような方法で県評議会の審査を受ける。

第7項：地区委員会および県委員会の理事会は、それぞれの議長の招集により会議を開催する。招集ならびに決議および勧告を可決するための定足数は、絶対多数とする。業務の遂行は、委員会が定める細則により管理される。

第6条

委員会は、通常の通信手段に加えて、委員会が定めるガイドラインに従い、地域情報通信網またはインターネットを介して、委員会の業務および活動に関係する公的機関との間で電子メールを利用することができる。

第7条

- A. 委員会は、委員会の提案に基づき定められた規則に従い、閣僚評議会または地区（自治政府）の閣僚評議会が定めた最低額以上の資本を有する事業の投資許可の申請を受け入れる。
- B. 委員会は、投資事業の金額が2億5,000万ドルを超える場合は、許可を与える前に閣僚評議会の承認を得なければならない。
- C. 委員会は、申請日から45日以内に、投資許可の申請につき最終決定を下す。
- D. 承認された投資事業に関する委員会の決定は、この法律の目的に照らして、強制力を有するものとする。

第8条

委員会は、独立の年間予算を有し、国家一般予算における割当額をその財源とする。

第9条

委員会は、次のことに取り組み、投資を促進する。

第1項：投資環境への信頼を構築し、投資機会を特定し、そのような機会に対する投資を促進し、刺激すること。

第2項：登録手続きを簡略化し、投資事業の許可証を発行し、既存事業を追跡調査のうち、公的機関での手続きの処理にあたり優先権を与えること。投資家の要請に対応し、投資家および事業に必要な承認を得る手順を整えること。

第3項：この法律に従い許可証の発行を行い、他の当局の承認を得る役割を担う一本化した窓口を国家投資委員会ならびに地区委員会および県委員会に設置すること。この窓口は、省庁から権限を与えられた代表者ならびに地区および県の各評議会および関連当局に指名された者などで構成される。

第4項：投資家に助言、情報およびデータを提供し、これに関連して特別なマニュアルを発行すること。

第5項：投資家を引き付けるために、イラクの様々な地域における投資を促進するプログラムを策定し、実施すること。

第6項：必要な土地の割当てを促進し、関連当局と調整したうえで委員会が決定する金額を対価として、事業設立のためにその土地を貸与すること。

第7項：閣僚評議会の同意を得たうえで、安全な投資地域を確立すること。

第8項：財務省と調整し、金融機関の支援を得たうえで、簡易融資および与信枠の提供を通じてイラク人投資家を奨励すること。ただし、融資を受ける投資家は、融資額に応じた人数の未就業中のイラク人を雇用するものとする。

第9項：自己の業務に関連し、閣僚評議会から命じられたその他の作業。

第3章 特権および保証

第10条

投資家は、その国籍を問わず、この法律に定める特権、便宜および保証の一切を享受すると同時に、この法律に定める義務を負う。イラク人投資家も外国人投資家も、住宅事業を目的として、国家投資委員会が定める条件および閣僚評議会の承認に従い、土地の投機的取引をすることなく自己と土地所有者との間で決定する金額を対価として、その土地を使用することができる。委員会は、住宅事業に必要な土地の割当てを促進する。住宅は、事業完了後にイラク人に割り当てられ、その所有となる。

第11条

投資家は、次の利益を享受する。

第1項：投資家は、イラクに持ち込んだ資本およびその収入を、この法律およびイラク中央銀行の指示に従い、イラク政府その他すべての当局に租税および債務を一切支払った後、交換可能な通貨にて持ち出すことができる。

第2項：外国人投資家は、次のことを行うことができる。

- A. イラク証券取引所に上場されている株式および債券を売買すること。
- B. 株式および債券の投資ポートフォリオを形成すること。

第3項：投資事業の期間中、事業に必要な土地を賃貸借すること。ただし、委員会の同意を得て更新可能な期間が50年を超えないこと、ならびに事業の性質および国家経済にもたらす利益が期間決定の際に考慮されることを条件とする。

第4項：投資家が適切とみなす国内外の保険会社において、投資事業に保険を掛けること。

第5項：イラク国内外の銀行でイラクもしくは外国の通貨または双方の通貨により、許可を受けた事業用の口座を開設すること。

第12条

この法律において、投資家に次のことを保証する。

第1項：投資家は、必要な資格および委員会が定めるガイドラインに従い同一作業を行う能力を有するイラク人の雇用が適わない場合は、イラク人以外の労働者を雇用し、使用することができる。

第2項：外国人投資家および投資事業で働くイラク人以外の者に対し、イラク国内の居住権を認め、イラクの出入国の便宜を図ること。

第3項：確定判決が下された事業を除き、この法律が適用される投資事業の全部または一部につき、差押えまたは国有化を行わないこと。

第4項：投資事業で働くイラク人以外の技術者および事務系従業員は、イラク政府その他すべての機関に賦課金および債務を支払った後、この法律に従い自己の給与および報酬をイラク国外に送金することができる。

第13条

この法律が修正された場合でも、この法律により認められた保証、免除および権利については遡及効を有しない。

第4章 投資家の義務

第14条

投資家は、次のことを遵守する。

第1項：国家投資委員会（*手書きで挿入された*）、地区委員会または県委員会に対し、事業用の固定資産を設置した後直ちに、その旨および営業活動を開始する日を書面で通知すること。

第2項：この法律に従いイラクの公認会計士が監査した適切な帳簿を保持すること。

第3項：事業に関する経済面および技術面からの実行可能性調査書を提出し、事業予算および事業執行の進捗に関する情報、データまたは文書で、委員会その他の管轄当局から求められたものを提供すること。

第4項：この法律に従い免税で輸入した事業用資材の記録を保持し、当該資材の減価償却期間を明記すること。

第5項：環境の安全を守り、イラクの有効な品質管理制度およびこの分野で認められている国際規則を遵守し、イラク社会の安全、衛生、公共の秩序ならびに習慣および制度に関する法律も遵守すること。

第6項：少なくとも給与、休暇、労働時間および労働条件などに関する有効なイラク法を遵守すること。

第7項：投資家が提出した作業進捗予定に実際に対応すべく取り組むこと。ただし、時間的な相違は、6ヵ月を超えてはならず、国家投資委員会は、6ヵ月を超えた場合の制裁条件を定めるものとし、委員会は、許可を取り消すことができる。

第8項：自己のイラク人従業員を訓練し、社会復帰させ、その効率、技能および能力を向上させること。雇用および募集の優先権は、イラク人に与えるものとする。

第5章 免除

第15条

第1項：委員会から投資許可を取得している事業は、地域の経済発展の程度および投資事業の性質に基づく国家投資委員会の提案により、閣僚評議会が定めた開発地域に従い、営業活動を開始した日から10年間、公租公課の免除を受けることができる。

第2項：閣僚評議会は、本条第1項に定める免除に加えて免除を拡大または付与するか、いずれかの事業、部門または地域に対し、活動の性質、地理的な位置および人材雇用への貢献ならびに経済発展を促す効果に基づき適切とみなす年数および割合に応じて、かつ、国家の利益を考慮に入れて、報奨、保証その他の利益を付与する法案を提出することができる。

第3項：国家投資委員会は、イラク人投資家の事業持分が50%を超えた場合は、イラク人投資家の事業持分の増加に直接比例するように、公租公課の免除の年数を15年間まで引き上げることができる。

第16条

認められた免除期間中に事業の開発地域が他の地域に移動した場合、第15条第1項に定める免除の目的に照らして、その残余期間中も、その事業は、移動先の開発地域において投資事業として扱われる。ただし、委員会が移動の通知を受けていることを条件とする。

第 17 条

投資許可を取得している事業は、次の免除も受けることができる。

第 1 項：投資事業用に輸入する資産は、投資許可の付与日から 3 年以内にイラクに輸入されることを条件として、手数料を免除される。

第 2 項：事業の拡張、開発または近代化のために必要な輸入資産は、それにより計画生産能力が増大した場合は、手数料を免除される。ただし、拡張または開発につき委員会に通知した日から 3 年以内に輸入されることを条件とする。この法律において**拡張**とは、事業の計画生産能力を 15% 超増大させることを目的として、商品、サービスまたは原材料につき、固定資産を追加することをいう。この法律において**開発**とは、生産効率を向上させ、製品およびサービスの質を向上させ、強化するために、事業用機械の全部または一部をさらに高性能の機械と交換するか、使用されていない事業用の装置および機器に新しい機械および装置またはその部品を追加して強化することをいう。

第 3 項：事業用に輸入する予備部品は、その金額が固定資産の購入額の 20% を超えない場合は、手数料を免除される。ただし、輸入された以外の目的で使用しないことを条件とする。

第 4 項：ホテル、観光施設、病院、健康施設、リハビリテーション・センターならびに教育および科学機関の事業は、少なくとも 4 年に 1 回の交換および最新設備の導入のために、什器、備品および必需品の輸入に対する関税その他の租税の免除を特別に認められる。ただし、当該物品が輸入リストおよびその数量に関する委員会の承認日から 3 年以内にイラクに輸入されるか、事業で使用され、輸入された以外の目的で使用されないことを条件とする。

第 18 条

全部または一部を問わず、公租公課を免除された固定資産がこの法律に違反して売却されたか、事業用途以外または認められた以外の目的で使用されたことが判明した場合、投資家は、公租公課およびこの法律に従い課される罰金を支払わなければならない。

第 6 章 投資許可および事業設立許可の手続き

第 19 条

第 1 項：投資家は、その他の許可を取得することに加えて、委員会が認める特権および免除を享受するための許可を取得するものとする。

第 2 項：委員会は、委員会が推進し、定めた条件に従い投資家が行う申請に基づき、投資または事業設立の許可を与える。投資家が行う申請には、次のことを含める。

A. 委員会が用意した申請書の記入

- B. 一定の基準を満たしていると認められる銀行による財務能力の証明
- C. 投資家がイラク国内外で遂行する事業
- D. 投資を計画している事業の詳細およびその経済的な実行可能性
- E. 事業完了までの日程

第 20 条

第 1 項： 委員会は、地区および地区を構成しない県に、省庁および関連機関の権限を与えられた代表者などで構成される一本化した窓口を設置して、設立許可証を発行することができる。委員会は、この法律に従い、事業設立許可を与え、関連機関から承認を得るものとする。

第 2 項： 委員会は、管轄当局に働き掛け、設立許可証の発行に関する関連機関の見解を探ることにより、投資家が設立許可を取得するのを支援することができる。当該機関は、通知を受けた日から 15 日以内に、却下、承認または変更要請の決定を下さなければならない。見解を求めた機関から回答がなかった場合は、承認されたものとみなし、却下である場合は、その理由を付さなければならない。

第 3 項： 国家投資委員会と他の関連機関（地区委員会を除く）との間に許可の付与の判断につき見解の相違がある場合、そのような見解の相違の判断は、首相に委ねる。

第 4 項： 登録申請が却下された場合、申請者は、却下決定の通知を受領後 15 日以内に、管轄の地区委員会または県委員会の委員長に不服を申し立てることができる。管轄の委員長は、7 日以内に、当該不服申立ての裁定を下す。申立てが却下された場合はその日から 15 日以内に、自己の不服申立てを却下した委員長の裁定を、その委員会を管轄する当局に上訴することができ、その当局の裁定は、最終的なものとみなす。

第 7 章 一般条項

第 21 条

この法律が適用される事業の資本構成は、次の通りとする。

第 1 項： この法律における投資をするために、銀行および金融機関を通じて、または他の合法的な手段を用いて、イラクに送金された現金

第 2 項： イラクに輸入されたか、イラクに送金された現金を用いて国内市場から取得した現物の資産および無形の権利

- A. 事業に関連する現物の資産
- B. 事業設立に必要な機械、工具、機器、建物、構築物、輸送手段、什器および事務機器

- C. 特許、登録商標、技術ノウハウならびに技術、管理およびマーケティング業務などの無形の権利

第3項：事業の増資がなされたか、事業の資本がこの法律が適用される他の事業に投下された場合は、イラクで当該事業に投下した資本から生じた収益、収入および準備金

第22条

外国人投資家は、イラクと自国との間で締結された国際協定またはイラクが加盟している多国間国際協定に基づき、特別の特権を享受する。

第23条

認められた免除期間中に事業所有権が移転した場合、その事業は、免除期間満了まで、認められた免除、便宜および保証を引き続き受けることができる。ただし、委員会の承認を得たうえで、新しい投資家が同一または他の専門分野の事業に引き続き取り組むことを条件とする。新しい投資家は、この法律による従前の投資家の権利および義務を引き継がなければならない。

第24条

第1項：投資家は、委員会の承認を得たうえで、この法律から利益を得ている他の投資家に対し、免除を受けた固定資産を売却または譲渡することができる。ただし、他の投資家が当該資産を自己の事業で使用することを条件とする。

第2項：投資家は、委員会に通知したうえで、未払いの公租公課を支払った後、この法律が適用されていない者または他の事業に対し、免除を受けた固定資産を売却することができる。

第3項：投資家は、委員会の承認を得たうえで、免除を受けた固定資産を再輸出することができる。

第25条

複数の会社または事業体が合併する場合、合併後の新しい会社または事業体は、残余の免除期間中、この法律に定める免除および便宜を届け出、申請するために、合併前の事業毎に個別勘定を設定しなければならない。

第26条

従前の適用法の規定に基づき承認された事業は、免除期間の満了まで、同一の条件に基づき、その法律により認められたすべての免除事項から引き続き利益を得ることができる。

第27条

この法律が適用される当事者間に生じた紛争は、もっぱらイラク法が適用されるか、イラクの裁判所の管轄権に服する場合と異なる別段の合意がない限り、イラク法が適用される。

1. 労働契約から生じた紛争は、もっぱらイラク法の規定を適用され、イラクの裁判所の管轄権に服する。イラク人以外の労働者は、労働契約に別段の定めがある場合は、適用を除外される。
2. 紛争の当事者らがイラク人ではなく、犯罪に起因しない紛争である場合、当事者らは、準拠法、管轄裁判所その他紛争を解決するための事項に合意することができる。
3. この法律が適用される事業の提携者間または事業主と他の者との間の紛争により、3 ヶ月超にわたり業務が停止した場合、委員会は、許可を取り消し、3 ヶ月以内に紛争を解決するよう事業主に求めることができる。提携者間または事業主と他の者との間の紛争が解決されることなく当該期間が経過した場合、委員会は、事業を清算するための法的措置を講じ、事業主またはいずれかの提携者にその旨を通知することができる。清算金は、権利関係に関する確定判決が下された後、国税その他の賦課金を支払ったうえで、いずれかの銀行に入金される。
4. 紛争の当事者らのいずれかにこの法律が適用される場合、当事者らは、契約書の署名時に、イラク法に基づくか、国際的に認められた機関による仲裁を含め、紛争を解決する方法につき合意することができる。
5. 委員会または政府機関とこの法律が適用される者との間でこの法律の違反に関連しない事項に関する紛争が生じた場合は、イラク法を適用し、民事裁判所の管轄権に服する。商事紛争については、当事者らは、当事者間の関係を成立させた契約で合意していることを条件として、仲裁に委ねることができる。

第 28 条

投資家がこの法律に違反した場合、委員会は、所定の期間内に違反を是正するよう書面で投資家に警告することができる。投資家が所定の期間内に違反を是正しなかった場合、委員会は、投資家またはその代理人を召喚したうえで、投資家の立場を明らかにし、問題を解決する猶予期間をさらに与える。違反が繰り返されたか、是正されなかった場合、委員会は、自己が発行した投資家の許可証を取り消し、事業の業務停止を命じることができ、適用法に定める罰則その他の補償を損なうことなく、違反の生じた日から、認めた免除および特権を投資家に利用させず、第三者にこの違反に起因する損害賠償を求める権利を認める国権を留保する。

第 29 条

次の分野を除き、この法律は、あらゆる投資分野に適用される。

第 1 項：石油およびガスの採掘および生産に対する投資

第 2 項：銀行および保険業部門に対する投資

第 30 条

閣僚評議会は、次のことを行うことができる。

第 1 項：この法律の施行を促進するための規則を發布すること。

第 2 項：委員会の構成、部門、業務、作業手順、権限、財務関連、職員関連その他の事項を定めた細則を發布すること。

第 31 条

委員会は、この法律に従い閣僚評議会が發布する規則の施行を促進するために、指示を発することができる。

第 32 条

この法律は、この法律の発布前に開始している官民連携および民間部門の既存かつ営業中の事業に対し、経営陣の申請に基づき、委員会の承認を得たうえで適用され、遡及効を有しない。

第 33 条

この法律に抵触する文言は、一切効力を有しない。

第 34 条

(解散した) CPA (連合暫定施政当局) 2003 年命令第 39 号は、無効とする。

第 35 条

解散した革命指導評議会が發布した 2002 年アラブ投資法第 62 号は、無効とする。

第 36 条

この法律は、官報掲載の日から施行する。

制定の根拠

経済および社会の開発プロセスを促し、技術および科学における経験をもたらし、人材を開発するために、かつ、投資を奨励し、イラクに投資事業を設立するプロセスならびに様々な経済段階で当該事業の拡張および開発を支援することにより、さらに、当該事業に特権および免除を与えることにより、イラク人の労働機会を創出するために、この法律を制定する。

(この報告は、競輪の補助金を受けて作成されたものです)